

○ 平成十一年^{金融監督庁}大蔵省告示第五号（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）

改正案	現行
1 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 規則第四条の五第二項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する<u>特定金銭債権</u>をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二 当該特定金銭債権は、長期信用銀行又はその子会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第	1 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 規則第四条の五第二項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する「<u>特定金銭債権</u>」をいう。以下この号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二 当該特定金銭債権は、長期信用銀行又はその子会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第十三条の二第一項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。）

五号において同じ。)が合算して、基準議決権数(法第十七条において準用する銀行法第十六条の第三一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。)を超える特定会社の議決権(法第十三条の二第一項第十一号イに規定する議決権をいう。第五号において同じ。)を取得し、又は保有している当該長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。

三(五) (略)

2 前項の基準は、法第十六条の四第一項第十号ロに規定する規則第四条の五第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行法第十六条の三第一項」とあるのは「銀行法第五十二条の二十四第一項」と、「長期信用銀行、その」とあるのは「長期信用銀行持株会社の」と、同項第五号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

が合算して、基準議決権数(法第十七条において準用する銀行法第十六条の第三一項に規定する「基準議決権数」をいう。以下同じ。)を超える特定会社の議決権(法第十三条の二第一項第八号に規定する「議決権」をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該長期信用銀行、その子会社である長期信用銀行、銀行又は保険会社(以下「長期信用銀行等」という。)から当該特定会社が取得した債権又は買取会社(規則第四条の五第一項第二十四号に規定する「買取会社」をいう。)が当該長期信用銀行等から買い取った不動産担保付債権であつて、特定会社が当該買取会社から取得した債権であること。

三(五) (略)

2 前項の基準は、法第十六条の四第一項第十号ロに規定する規則第四条の五第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行法第十六条の三第一項」とあるのは「銀行法第五十二条の二十四第一項」と、「長期信用銀行、その」とあるのは「長期信用銀行持株会社の」と、「長期信用銀行等」とあるのは「長期信用銀行持株会社等」と、「規則第四条の五第一項第二十四号」とあるのは「規則第五条の六第一項第二十四号」と、前項第五号中「長期信用銀行」とあるのは「長期信用銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。